

派遣契約期間途中の解雇

【質問】

今年の 4 月から来年の 3 月までの契約で派遣社員として働いています。
「派遣先から経営が苦しくなったので派遣契約を解除したいと言われたので 12 月いっぱい解雇する」と派遣元から言われました。
3 月まで契約期間は残っているのに突然、解雇と言われても納得できません。私はこのまま辞めなければならないのでしょうか。

【答え】

派遣社員は派遣元と「労働契約」を結び、派遣先で仕事をします。一方、派遣元と派遣先は「労働者派遣契約」を結んでいます。この「労働者派遣契約」と「労働契約」は別のものです。派遣先から契約解除されても派遣元との労働契約は継続していますので、そのことを理由にすぐに解雇ということにはなりません。

派遣労働者に責任のない理由で契約期間途中で派遣契約を解除する場合に、「労働者派遣契約の解除にあたって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置」(指針)では「派遣元は派遣先と連携して派遣先の関連会社での就業のあっせんを受けること、派遣元においてほかの派遣先を確保すること等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること」が定められています。また、派遣元がほかの派遣先を確保することができずに派遣労働者を休業させる場合は労働基準法に基づいた休業手当を支払われなければなりません。

今回のように契約期間が決まっている労働契約の場合、その期間途中の契約解除はやむを得ない事由がある場合でなければ原則としてできません。やむを得ない理由で派遣労働者を解雇する場合は労働基準法に基づいた 30 日前の解雇の予告を行うか 30 日以上解雇予告手当を支払われなければなりません。

派遣元は派遣労働者と契約を結ぶときは仕事の内容や労働条件を記載した就業条件明示書を交付しなければなりません。この書面に「派遣契約解除の場合の措置」の欄があり、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置を具体的に記載するようになっています。派遣契約を途中解除すると言われたときは就業条件明示書の内容を確認し、契約どおりの雇用の継続を求めましょう。

【ワンポイントアドバイス】

- ・派遣契約と労働契約は別であり、派遣契約が解除されてもすぐに解雇されるものではありません。
- ・就業条件明示書の内容を確認しましょう。